

改 正 案	現 行
<p>包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）の運用を次のように定める。</p> <p>これにより特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出又は特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号輸出注意事項62第11号）又は外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）によるほか、下記により包括許可要領に定める一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）並びに特別返品等包括輸出許可及び特別返品等包括役務取引許可（以下「特別返品等包括許可」という。）を受けすることができる。</p> <p>一般包括許可 1～2（略） 一般包括許可の申請手続 3 一般包括許可の更新 （1）（略） （2）更新のための手続 一般包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（ハ）の書類を提出しなければならない。 （イ）～（ニ）（略） （ホ）<u>適格説明会の受講実績</u>・・・・・・・・1通 <u>適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない（記載例1を参照）。</u> <u>適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。</u> <u>受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存していることを必要としない。</u> <u>適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。</u> - i) 1（二）又は の受理票に「未受講」の押印があるとき - ii) 1（二）又は を提出したものであって、これらに<u>適格説明会の受講実績の記載がないとき</u> <u>天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、 の書面にその事情を記載して提出することができる。</u> （ハ）分割を必要とするときは、必要とする通数の一般包括輸出許可申請書</p> <p>4 その他 （1）書類の提出窓口 1（1）のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。 （イ）～（ニ）（略） （ホ）包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等又はそれ以外の軍事用途に関して必要となる届出及び一般包括許可が効力を失う場合：経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。） （ハ）（略） （2）～（3）（略）</p> <p>特定包括許可 1～2（略） 3 特定包括許可の申請手続 （1）（略） （2）申請に必要な書類 特定包括許可を受けようとする者は、次の（イ）～（ト）の書類を、申請窓口提出しなければならない。 （イ）許可申請書・・・・・・・・2通</p>	<p>包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）の運用を次のように定める。</p> <p>これにより特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出又は特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号輸出注意事項62第11号）又は外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）によるほか、下記により包括許可要領に定める一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）並びに特別返品等包括輸出許可及び特別返品等包括役務取引許可（以下「特別返品等包括許可」という。）を受けすることができる。</p> <p>一般包括許可 1～2（略） 一般包括許可の申請手続 3 一般包括許可の更新 （1）（略） （2）更新のための手続 一般包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（ハ）の書類を提出しなければならない。 （イ）～（ニ）（略） （ホ）分割を必要とするときは、必要とする通数の一般包括輸出許可申請書</p> <p>4 その他 （1）書類の提出窓口 1（1）のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。 （イ）～（ニ）（略） （ホ）包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等又はそれ以外の軍事用途に関して必要となる届出：経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。） （ハ）（略） （2）～（3）（略）</p> <p>特定包括許可 1～2（略） 3 特定包括許可の申請手続 （1）（略） （2）申請に必要な書類 特定包括許可を受けようとする者は、次の（イ）～（ト）の書類を、申請窓口提出しなければならない。 （イ）許可申請書・・・・・・・・2通</p>

特定包括輸出許可の場合

特定包括輸出許可申請書（包括許可要領 様式第3）

（注）仕向地及び特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合には、仕向地ごとを申請単位とすることをもち、同一の申請書により複数の買主及び複数の荷受人・需要者について申請することができる。

この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

特定包括役務取引許可の場合

特定包括役務取引許可申請書（包括許可要領 様式第4）

（注）提供地及び特定包括役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合には、提供地ごとを申請単位とすることをもち、同一の申請書により複数の取引の相手方及び複数の利用する者について申請することができる。

この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

（ロ）～（ト）（略）

4 （略）

5 特定包括許可の更新

（1）（略）

（2）更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（リ）の書類を提出しなければならない。

（イ）～（ハ）（略）

（二）適格説明会の受講実績・・・1通

適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない（記載例1を参照）。

適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存していることを必要としない。

適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。

- i) 3（ハ）又は の受理票に「未受講」の押印があるとき

- ii) 3（ハ）又は を提出したものであって、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき

天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、 の書面にその事情を記載して提出することができる。

（ホ）輸入者又は取引の相手方の概要の説明書・・・1通

（ヘ）原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・1通

（ト）3（2）（ト）の誓約書

（チ）原許可証の写し・・・1通

（リ）分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書

6 （略）

特別返品等包括許可

1～4（略）

5 特別返品等包括許可の更新

（1）（略）

（2）更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（チ）の書類を提出しなければならない。

（イ）～（ハ）（略）

（二）適格説明会の受講実績・・・1通

適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない

特定包括輸出許可の場合

特定包括輸出許可申請書（包括許可要領 様式第3）

（注）仕向地及び特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合には、同一の申請書により複数の買主及び複数の荷受人・需要者について申請することができる。

この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

特定包括役務取引許可の場合

特定包括役務取引許可申請書（包括許可要領 様式第4）

（注）提供地及び特定包括役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合には、同一の申請書により複数の取引の相手方及び複数の利用する者について申請することができる。

この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

（ロ）～（ト）（略）

4 （略）

5 特定包括許可の更新

（1）（略）

（2）更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（チ）の書類を提出しなければならない。

（イ）～（ハ）（略）

（二）輸入者又は取引の相手方の概要の説明書・・・1通

（ホ）原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・1通

（ヘ）3（2）（ト）の誓約書

（ト）原許可証の写し・・・1通

（チ）分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書

6 （略）

特別返品等包括許可

1～4（略）

5 特別返品等包括許可の更新

（1）（略）

（2）更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の（イ）～（ト）の書類を提出しなければならない。

（イ）～（ハ）（略）

い(記載例1を参照)。

適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存していることを必要としない。

適格説明会の受講実績は、次の場合に限り必要とされる。

- i) 3(八) 又は の受理票に「未受講」の押印があるとき

- ii) 3(八) 又は を提出したものであって、これらに適格説明会の受講実績の記載がないとき

天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、 の書面にその事情を記載して提出することができる。

(ホ)原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類
・・・1通

原則として、包括許可要領の の5(1)及び5(2)に掲げる条件に基づく輸出及び取引の実績の報告の写しとする。

(ハ)3(2)(ヘ)(ト)(チ)(リ)の書類
・・・各1通

(ト)原許可証の写し

(チ)分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出許可申請書

6(略)

(二)原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類
・・・1通

原則として、包括許可要領の の5(1)及び5(2)に掲げる条件に基づく輸出及び取引の実績の報告の写しとする。

(ホ)3(2)(ヘ)(ト)(チ)(リ)の書類
・・・各1通

(ハ)原許可証の写し

(ト)分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出許可申請書

6(略)